

## 裁 決 書

審査請求人 ●●  
処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人●●が平成28年6月21日付けで提起した保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

仙台市青葉福祉事務所長が平成28年4月21日付けH28青保一・青保二第3号で審査請求人●●に対してした保護変更決定処分は、これを取り消す。

### 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人●●（以下「請求人」という。）は、平成26年9月10日に、仙台市青葉福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し生活保護（以下「保護」という。）の申請をし、処分庁は平成26年10月1日から保護を開始した。
- 2 請求人は、平成26年9月10日付けで●●●●（以下「●●」という。）での就労収入を記載した収入申告書を提出し、処分庁は、平成26年10月1日付けで同就労収入の認定を開始した。
- 3 処分庁は、平成27年6月8日に請求人が来所した際に、請求人から、平成27年5月は●●のため●●に出勤していないとの説明を受け、これにより処分庁は、平成27年6月18日に事務処理を行い、平成27年7月1日付けで就労収入の認定を削除した。
- 4 請求人は、平成27年8月17日に処分庁を訪れ、●●を平成●年●月●日付けで退職した旨を記載した届出書及び平成27年7月分の就労収入が記載された収入申告書とその挙証資料としての給与支給明細書を提出し、これにより処分庁は、平成27年9月1日付けで給与支給明細書に記載される「有給精算日給」を主とした総支給額●●●円から雇用保険料●●●円を控除した●●●円を就労収入として認定した。
- 5 処分庁は、平成28年4月18日に、平成27年10月1日付けで行うべき就労収入の認定削除の処理が遺漏していることを発見したことから、平成28年4月21日付けで発見月である平成28年4月から3か月遡及した平成28年2月分の保護から就労収入の認定を削除する保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けH28青保一・青保二第3号で請求人に通知した。
- 6 本件処分の結果、平成27年10月1日付けで削除されるべきであった就労収入が削除されていなかったことに伴う請求人の平成27年10月分から平成28年1月分までの扶助費の不足額の合計は●●●円である。
- 7 請求人は、自身が平成27年7月31日付けで退職したことを申告していたにもかかわらず、本件処分による就労収入の認定削除が、本来行われるべき平成27年10月1日付けでなされなかったことを不服として、平成28年6月21日、宮城県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

平成27年8月17日に、平成●年●月●日付けで退職したことを処分庁に届出していたにもかかわらず、処分庁が、平成27年10月1日付けで就労収入の認定削除を行わなかったことは不当である。

### 2 処分庁の主張

「生活保護手帳別冊問答集2016」問13-2（以下「別冊問答」という。）において「最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月及びその前々月まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分についての不服申立期間が一般に3か月とされていることから支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とされていることを踏まえ、本件処分は、就労収入の認定削除の遺漏を発見した平成28年4月から3か月遡及した平成28年2月分の保護から就労収入の認定を削除するものであるから、違法又は不当な点はない。

## 理 由

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。
- 2 法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、すみやかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）」と規定している。
- 3 法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定している。
- 4 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）では、第8の2において、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること」とされている。
- 5 上記1から4までを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、法第61条の規定に従い、●●を平成●年●月●日付けで退職した旨を記載した届出書を処分庁に提出しており、処分庁は、この届出書を踏まえ、同年10月1日付けで就労収入の認定削除を行う必要があった。しかし、処分庁がこれを怠ったことにより、同年10月以降、本来支給されるべき額よりも少ない額で扶助費が支給され続けた。平成28年4月18日に就労収入の認定削除が遺漏していることを発見し、3か月遡及した平成28年2月分の保護から就労収入の認定の削除を行ったものの、結果として請求人世帯の平成27年10月分から平成28年1月分までの扶助費が、本来支給されるべき金額よりも少ない金額で支給されたものである。

このことについて処分庁は、自らの瑕疵を認めた上で、前出「審理関係人の主張の要旨」の2のとおり主張するが、処分庁が本件処分の根拠とする別冊問答中で、既に扶助費を支給した月の最低

生活費の額を増額して認定する必要が生じたケースにおいて、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもある」と述べられているように、別冊問答は、被保護者の過失により、収入申告や届出が遅れた場合の取扱いについて記載していることが明らかであり、本件のように、被保護者が法に基づき適正に届出をしたにもかかわらず、保護の実施機関たる処分庁における明らかな事務処理の瑕疵を含む不適切な対応や過失によって、被保護者の扶助費が少なく支給されたものについて、3か月を超えて遡及して支給できないとするものの根拠となるものではない。

また、処分庁の不適切な対応や過失により扶助費が本来支給されるべき額よりも過少に支給されていた場合、その間、当該被保護者は、国が定める最低生活を下回る生活をしてきたか、または、被服や家具什器の更新のためのやりくりを放棄し当面の生活費に充てるなど、被保護者世帯において何らかの影響が生じていたことが容易に想像される。したがって、過少支給が判明した際に保護の実施機関たる処分庁は、被保護者世帯に生じている影響を十分に調査し、その状況により、必要に応じ厚生労働大臣に報告した上で、相当期間遡及して扶助費を支給するなどの対応を検討すべきであった。

それにもかかわらず、本件処分において処分庁が、処分庁の過失による扶助費の過少支給が請求人世帯にどのような影響を生じさせていたかを調査、考慮した形跡は一切なく（少なくともケース記録票において、そのような記録は見当たらず、処分庁からかような主張も一切ない。）、ただ機械的に3か月しか遡らない決定をしたものと判断せざるを得ず、その対応は不適切であって、合理性を欠く。

よって、本件処分は、違法又は不当な処分といわざるを得ず、取消しを免れない。

なお、この判断は、本件処分による扶助費の追給自体は適正であるものの、3か月を超えて遡及して支給すべきかの調査等をしていない点が不当であることを理由とするものであるから、本件処分の取消しによって、請求人が本件処分による扶助費の追給について保有すべき法律上の根拠を欠くことにはならないことを付言する。

## 結 論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年 9月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩